

横浜市立大学学術院規程

最近改正 令和3年4月1日規程第22号

(総則)

第1条 この規程は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）第83条に規定する学術院に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学術院は、公立大学法人横浜市立大学のすべての専任教員が所属する組織として、以下の目的のために設置する。

- (1) 全学的な視点から、既存の枠組みを越えた領域横断的な教育研究を推進し、新たな課題に対し、柔軟に対応する。
- (2) 学長のリーダーシップに基づいた調整や、マネジメントによる柔軟な組織編成の下、大学独自の自主的・自立的な取組を推進する。

(組織)

第3条 学術院に置く学群は、次の通りとする。

学群
国際総合科学群
医学群

(教員の所属)

第4条 教員は、いずれかの学群に所属する。

(教育、研究、診療及びその他の職務)

第5条 教員は、横浜市立大学における教育、研究及び診療等を主として担当する。

2 その他学長が指定する職務を行う。

(学群長)

第6条 学群長は、学則第68条第2項及び第3項の調整を行うにあたっては、当該学群を所管する副学長と適宜連携協議するものとする。

(副学群長)

第7条 学群に副学群長を置くことができる。

2 副学群長は、学群長の業務を補佐する。

3 副学群長は、学群長に事故があるとき又は学群長が欠けたときは、その職務を代行する。

(教室主任教授等)

第8条 教室に教室主任教授等を置く。

2 教室主任教授等は、教室に所属する教員の統括及び総合調整を行う。

3 教室主任教授等は、研究、地域貢献等に対する教員人事について当該学群調整会議へ発議できる。

4 教室主任教授等は、教室の教員会議等の議を経て、以下の事項について決定する。

(1) 教室等における研究

(2) 教室等の研究に係る予算及び決算

(3) その他教室等に関すること

(運営組織)

第 9 条 学術院に係る会議については、横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会に
に関する規程（公立大学法人横浜市立大学規程第 20 号）（以下「諸会議規程」とい
う。）の定めるところによる。

(事務)

第 10 条 諸会議規程第 122 条に規定する学術院会議に係る庶務は、教育推進課で行
う。

2 その他、学術院に係る事務は、横浜市立大学事務組織規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（横浜市立大学研究院規程の廃止）

2 横浜市立大学研究院規程（公立大学法人横浜市立大学規程第 23 号）は、廃止す
る。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。